



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

WGヒアリング④

国家戦略特区WG 資料

地方裁量型認可化移行施設について

平成30年11月16日
厚生労働省

- 待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることが基本。
- 一方で、各自治体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のための取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特区において、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づく「**地方裁量型認可化移行施設**」(仮称)を**設置**して、「**保育支援員**」等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認める方向で検討(時限措置)。

大阪府・大阪市提案

保育需要に対応するため、国家戦略特区において、下記人員配置に係る特例を認めてほしい。

- ①認可保育園において、所定の研修(※)を修了した「**保育支援員**」について、配置基準上必要な**保育士の3分の1に置き換えて配置**できるようにしてほしい。

(※)27時間の座学研修+480時間のOJT研修
【参考】保育士の養成課程での履修時間：約1,000時間

- ②上記配置を行った場合も(認可保育園として)**公費による支援**を行ってほしい。

(例)人員配置基準上、12人の保育士配置が求められる保育園の場合、保育士のうち3分の1(4人)を**保育支援員(1.5人で保育士1人に換算)に代えて**、保育士8人・保育支援員6人で保育業務を行う。



厚生労働省対応案

特区において、各自治体が、独自の設備運営基準(配置基準の**6割以上**は保育士)のもと「**地方裁量型認可化移行施設**」(仮称)を設置することを認める(待機児童解消までの時限措置)。

- ①(保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限り)**認可保育園からの移行も可能**
- ②「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額にならい、**設備・運営に応じた運営費を補助**。
(※)30予算で認可化移行運営費の充実を図っており、安定財源の確保をしつつ、31予算要求に向けて検討。
- ③認可化移行の計画期間は5年間とし、**自治体の判断で延長も可能**とする。
- ④保育事業者と利用者の**直接契約**
- ⑤**保育の質**の確保のため、下記措置等の実施を義務付け。
 - ・地方裁量型認可化移行施設への**定期的な指導・監査の実施**や**運営状況の見える化**
 - ・都道府県の協議会による**人材確保策の実施・公表**

※ 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。

<目 的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ 認可化移行計画（*1）を策定し、計画期間内（*2）に移行を図ること。
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、認可基準の1／3以上は有資格者とし、比率（1／3、6割、10割）に応じて補助単価を設定。
 - *1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
 - *2 地方単独保育施設以外の施設は5年間が上限

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】国1／2（市町村1／4、設置主体1／4）（*）

*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2／3（市町村1／12、設置主体1／4）なる

【補助基準額】1施設当たり 3, 200万円

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査費等支援事業【補助率】国1／2
 - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり54.2万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり48.4万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1／2
 - ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。

【補助基準額（移転費）】1施設当たり120万円

【補助基準額（仮設置費）】1施設当たり380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1／2

【補助基準額】

- ① 運営費補助（児童一人当たり月額）

	基本分	協議会加算
4歳以上児	<u>2.7万円</u>	<u>0.3万円</u>
3歳児	<u>3.3万円</u>	<u>0.3万円</u>
1, 2歳児	<u>6.9万円</u>	<u>0.5万円</u>
0歳児	<u>12.1万円</u>	<u>0.7万円</u>

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員全てが保育士の場合

※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）

【補助基準額】0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）

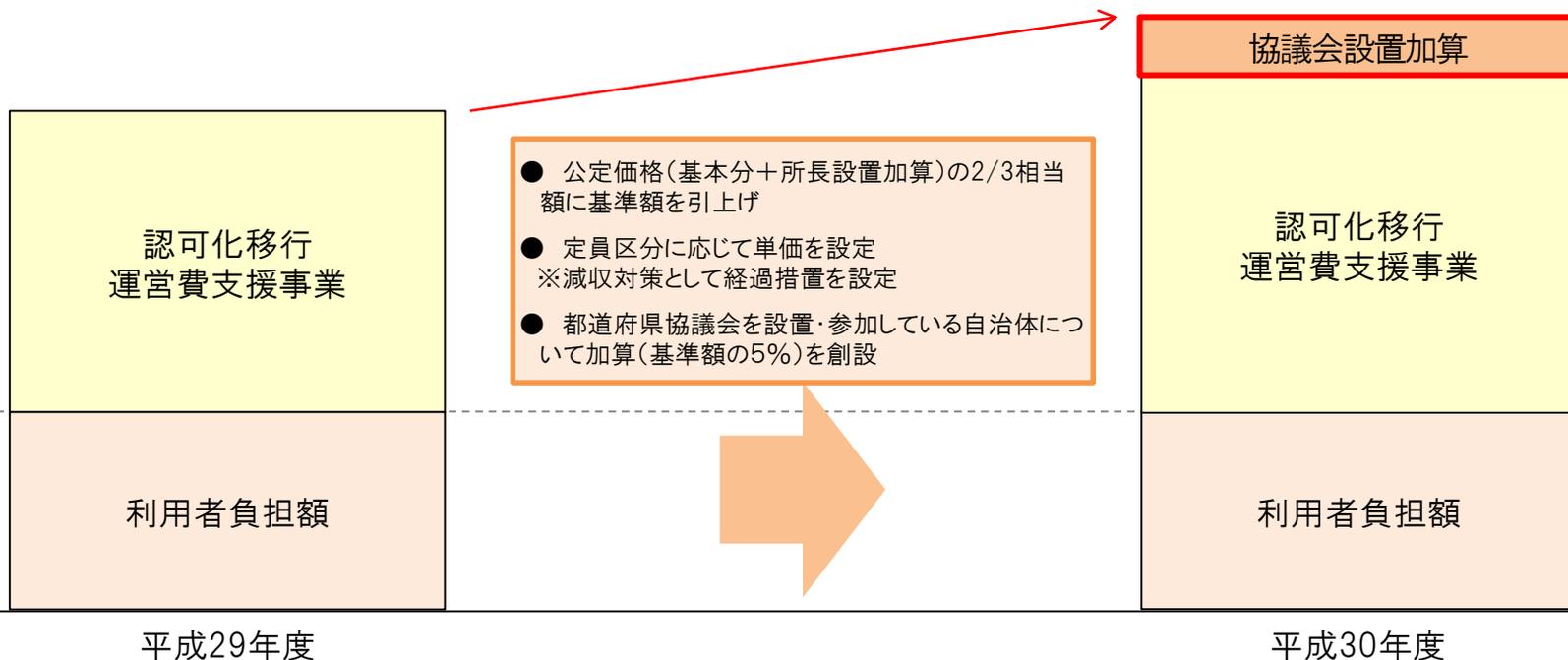
【補助基準額】2.0万円

認可化移行運営費支援事業の拡充(イメージ)

平成30年度所要額
49.2億円(公費98.4億円)

- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。
 - このため、認可化移行運営費支援事業について、平成30年度においては、以下の拡充を行う予定。
 - ・ 将来的な認可化(=公定価格による運営費補助)を視野に、公定価格をベースとした仕組みとすることとし、①段階的に公定価格ベース(基本分単価+所長設置加算)の2/3の補助水準まで引き上げるとともに、②定員に応じて補助額が逡減する仕組みを導入(※)
 - ・ 待機児童への支援策を強化するため、保育の受け皿整備が必要である地方公共団体が待機児童対策協議会に参加する場合に補助額を上乗せする仕組みを導入
- ※収入が減少する施設については、経過措置を設定

《拡充のイメージ》(有資格者10割の場合) ※有資格者6割又は1/3以上の場合の補助基準額については、人件費の差額相当分を減額。



認可化移行運営費支援事業における平成31年度予算要求について **(調整中)**

- 補助単価を公定価格の2 / 3から引き上げ、**公定価格に準じた水準**にする。
- 認可施設への移行を促進する観点から、**保育士の配置割合に応じて、一定の減額**を設ける。
- 公定価格に準じた、**各種加算を創設**する。
- 認可施設との差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、**新たに「9割以上」等の補助区分を創設**する。
- 保育士の配置割合が基準の「6割」の場合の補助区分について、**保育支援員加算を創設**する。
 - ※ 保育士以外の従事者について、所定の研修を終了した「保育支援員」を、必要となる保育士の1.5倍に置き換えて配置する場合に一定の加算を行う。
- 保育士の配置割合が基準の**「9割以上」の施設について、公定価格に準じた利用料**とする。
 - ※ 「9割」以外の施設については、従前どおり自由設定とする。

参考資料

待機児童解消に向けた取組の状況について

【保育の受け皿拡大の状況】

○ 待機児童解消加速化プランによる市区町村と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を合わせると、**2013年度から2017年度末までの5年間の合計は、約53.5万人分**(※)。待機児童解消加速化プランの**政府目標50万人分を達成**。

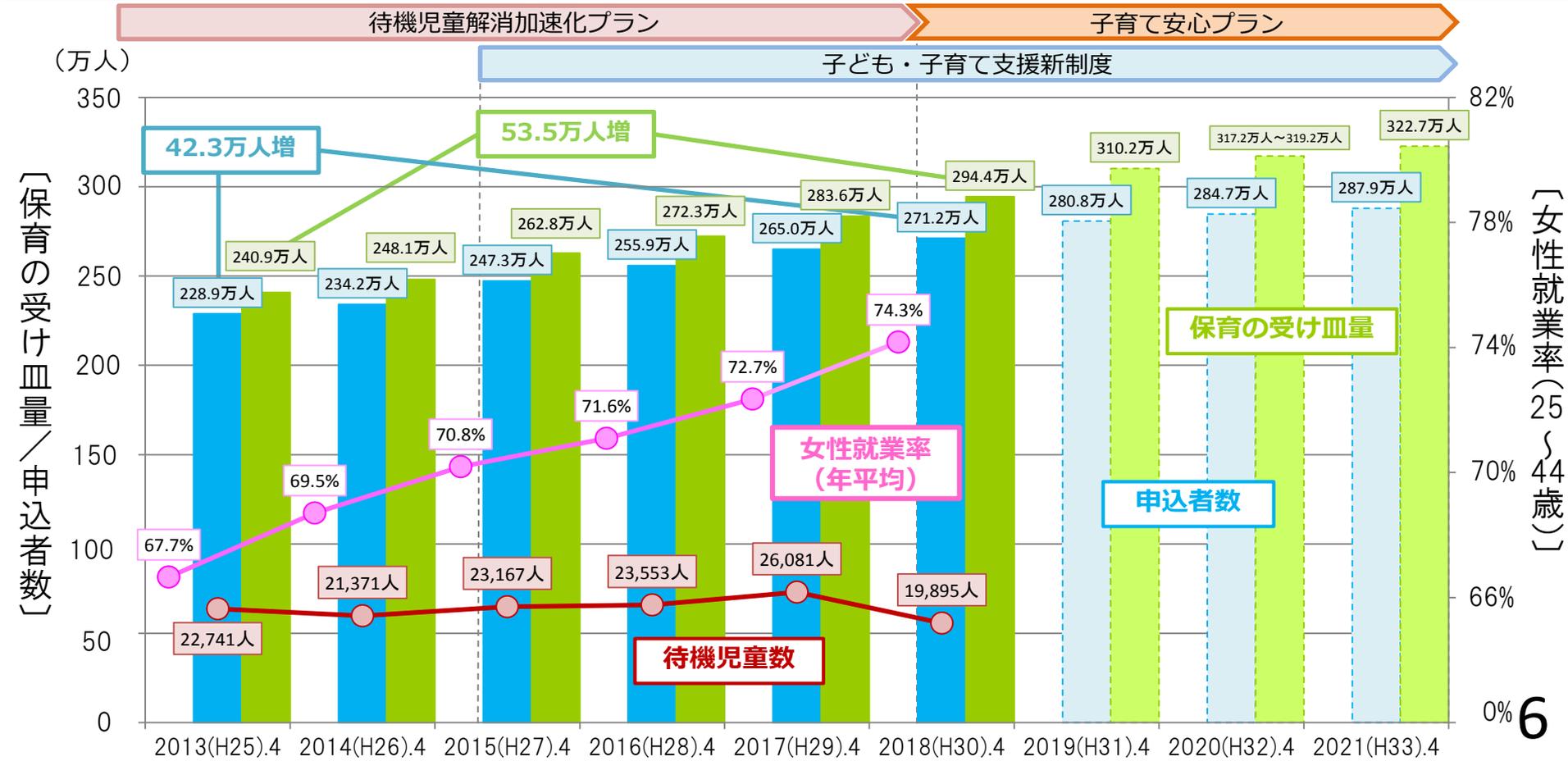
※ 市区町村の受け皿拡大量：約47.6万人分 企業主導型保育事業の受け皿拡大量：約6万人分

○ 子育て安心プランによる保育の受け皿拡大量は、現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、**2018年度から2020年度末までの3年間で約29.3万人分が拡大できる見込み**。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

○ 一方、**女性就業率(25歳から44歳)**は年々上昇しており、それに伴い**申込者数も年々増加**。2018年4月時点の申込者数は、約271.2万人で、昨年度と比較して増加(約6.2万人増)。

○ 2018年4月時点の待機児童数は、**19,895人**となり、**10年ぶりに2万人を下回る結果**。



待機児童等の状況（地域別）

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,306）においてゼロ。
- 待機児童は都市部（*）に多く見られる状況にあり、全体の70%（待機児童数13,930人）を占めている。
（*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市）
- 待機児童数が100人以上減少した自治体の傾向をみると、自治体の保育の受け皿整備の取組みが待機児童の改善に表れている。

<待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体>

1. 待機児童数が100人以上減少した地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員数	申込者数	利用定員数 － 申込者数
			H30. 4. 1	H29. 4. 1	減少数	増加数 (H29. 4. 1→ H30. 4. 1)	増加数 (H29. 4. 1→ H30. 4. 1)	
1	大分県	大分市	13人	463人	▲ 450人	1,056人	520人	536人
2	東京都	世田谷区	486人	861人	▲ 375人	721人	950人	▲ 229人
3	東京都	大田区	250人	572人	▲ 322人	1,185人	395人	790人
4	岡山県	岡山市	551人	849人	▲ 298人	1,464人	403人	1,061人
5	東京都	目黒区	330人	617人	▲ 287人	753人	432人	321人
6	大阪府	大阪市	65人	325人	▲ 260人	3,105人	753人	2,352人
7	東京都	江東区	76人	322人	▲ 246人	536人	493人	43人
8	東京都	中野区	171人	375人	▲ 204人	503人	51人	452人
9	東京都	品川区	19人	219人	▲ 200人	630人	873人	▲ 243人
10	千葉県	習志野市	144人	338人	▲ 194人	503人	349人	154人
11	千葉県	市川市	385人	576人	▲ 191人	947人	523人	424人
12	沖縄県	沖縄市	264人	440人	▲ 176人	536人	325人	211人
13	沖縄県	浦添市	63人	236人	▲ 173人	601人	5人	596人
14	東京都	足立区	205人	374人	▲ 169人	872人	403人	469人
15	香川県	高松市	62人	224人	▲ 162人	530人	337人	193人
16	東京都	調布市	167人	312人	▲ 145人	869人	543人	326人
17	京都府	京田辺市	0人	140人	▲ 140人	50人	67人	▲ 17人
18	東京都	中央区	188人	324人	▲ 136人	534人	429人	105人
19	東京都	府中市	248人	383人	▲ 135人	470人	▲ 45人	515人
20	大阪府	豊中市	0人	121人	▲ 121人	1,034人	322人	712人
21	東京都	渋谷区	151人	266人	▲ 115人	574人	373人	201人
22	東京都	日野市	139人	252人	▲ 113人	420人	120人	300人
23	福島県	福島市	112人	223人	▲ 111人	1,104人	80人	1,024人
24	東京都	荒川区	80人	181人	▲ 101人	17人	13人	4人

2. 待機児童数が100人以上増加した地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員数	申込者数	利用定員数 － 申込者数
			H30. 4. 1	H29. 4. 1	増加数	増加数 (H29. 4. 1→ H30. 4. 1)	増加数 (H29. 4. 1→ H30. 4. 1)	
1	埼玉県	さいたま市	315人	0人	315人	1,229人	2,202人	▲ 973人
2	兵庫県	神戸市	332人	93人	239人	529人	675人	▲ 146人
3	東京都	国分寺市	202人	92人	110人	126人	260人	▲ 134人

<待機児童数の多い上位10地方自治体>

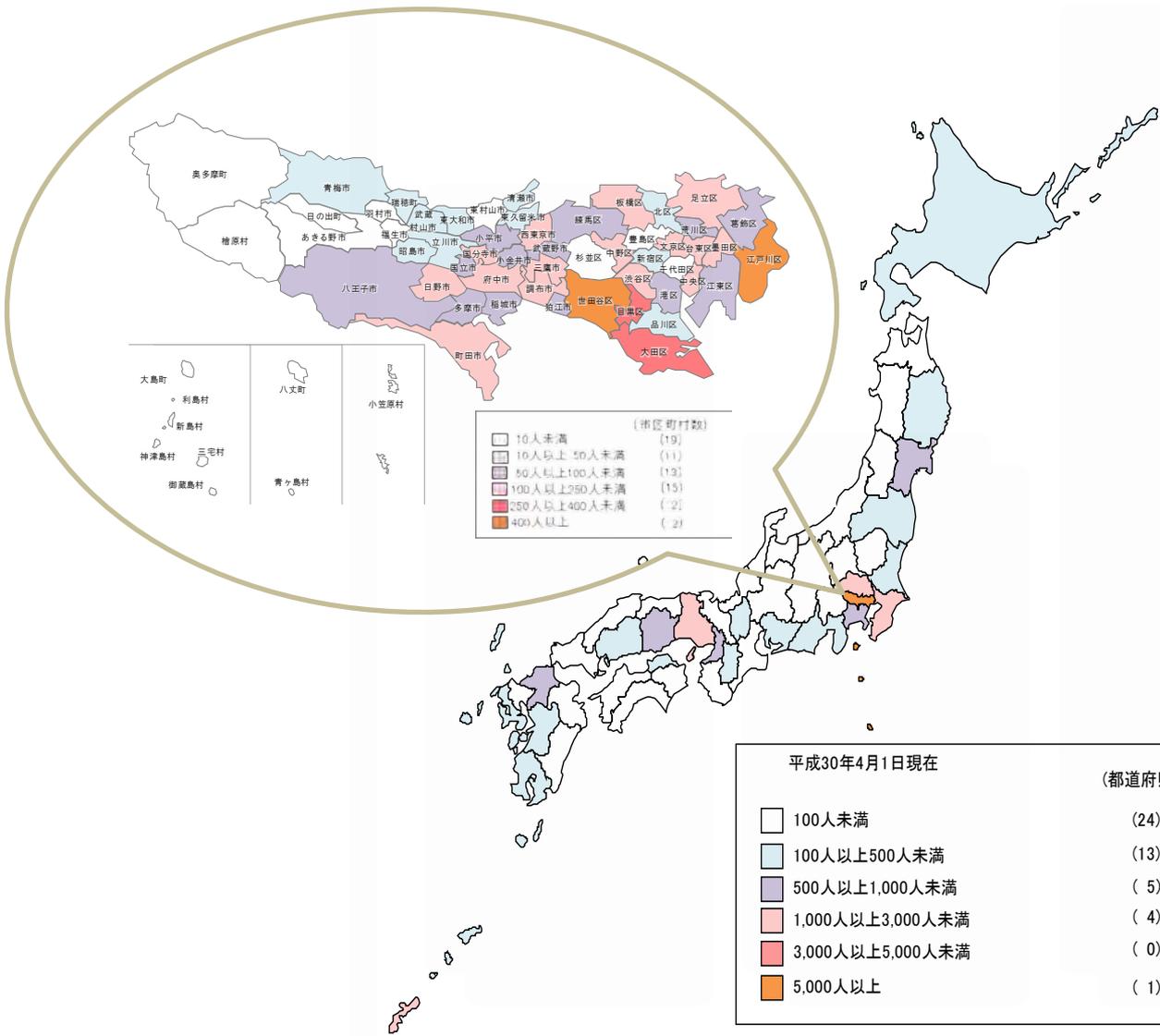
	都道府県	市区町村	平成30年4月 待機児童数
1	兵庫県	明石市	571人
2	岡山県	岡山市	551人
3	東京都	世田谷区	486人
4	東京都	江戸川区	440人
5	兵庫県	西宮市	413人
6	千葉県	市川市	385人
7	兵庫県	神戸市	332人
8	東京都	目黒区	330人
9	埼玉県	さいたま市	315人
10	沖縄県	沖縄市	264人

<待機児童数が100人以上で待機児童率の高い上位10地方自治体>

	都道府県	市区町村	平成30年4月 申込者数	平成30年4月 待機児童数	平成30年4月 待機児童率
1	沖縄県	南風原町	1,919人	194人	10.11%
2	沖縄県	西原町	1,218人	106人	8.70%
3	福岡県	筑紫野市	2,218人	181人	8.16%
4	兵庫県	明石市	7,149人	571人	7.99%
5	福岡県	大野城市	2,290人	173人	7.55%
6	沖縄県	南城市	1,951人	143人	7.33%
7	東京都	国分寺市	2,848人	202人	7.09%
8	千葉県	印西市	2,062人	133人	6.45%
9	東京都	目黒区	5,719人	330人	5.77%
10	沖縄県	うるま市	4,462人	236人	5.29%

※待機児童率＝待機児童数／申込者数

(参考)平成30年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



平成30年4月1日現在 (都道府県数)

100人未満	(24)
100人以上500人未満	(13)
500人以上1,000人未満	(5)
1,000人以上3,000人未満	(4)
3,000人以上5,000人未満	(0)
5,000人以上	(1)

注:各都道府県には指定都市・中核市を含む。

都道府県	待機児童数	待機児童率	参考	
			(H29) 待機児童数	増減
	人	%	人	人
北海道	129	0.16	65	64
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	145	0.48	178	▲33
宮城県	613	1.43	790	▲177
秋田県	37	0.16	41	▲4
山形県	46	0.18	67	▲21
福島県	371	1.15	616	▲245
茨城県	386	0.68	516	▲130
栃木県	41	0.10	131	▲90
群馬県	28	0.06	2	26
埼玉県	1,552	1.23	1,258	294
千葉県	1,392	1.27	1,787	▲395
東京都	5,414	1.84	8,586	▲3,172
神奈川県	864	0.54	756	108
新潟県	1	0.00	2	▲1
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	18	0.07	0	18
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	50	0.10	0	50
岐阜県	0	0.00	2	▲2
静岡県	325	0.49	456	▲131
愛知県	238	0.15	185	53
三重県	80	0.20	100	▲20
滋賀県	439	1.29	356	83
京都府	75	0.13	227	▲152
大阪府	677	0.38	1,190	▲513
兵庫県	1,988	1.83	1,572	416
奈良県	201	0.79	287	▲86
和歌山県	16	0.08	29	▲13
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	30	0.13	119	▲89
岡山県	698	1.49	1,048	▲350
広島県	207	0.32	186	21
山口県	36	0.14	100	▲64
徳島県	33	0.20	94	▲61
香川県	108	0.48	227	▲119
愛媛県	49	0.19	97	▲48
高知県	51	0.24	73	▲22
福岡県	995	0.82	1,297	▲302
佐賀県	33	0.14	34	▲1
長崎県	157	0.42	190	▲33
熊本県	182	0.32	275	▲93
大分県	13	0.05	505	▲492
宮崎県	63	0.19	36	27
鹿児島県	244	0.58	354	▲110
沖縄県	1,870	3.26	2,247	▲377
計	19,895	0.73	26,081	▲6,186

※ 待機児童率 = 待機児童数 / 申込者数

「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

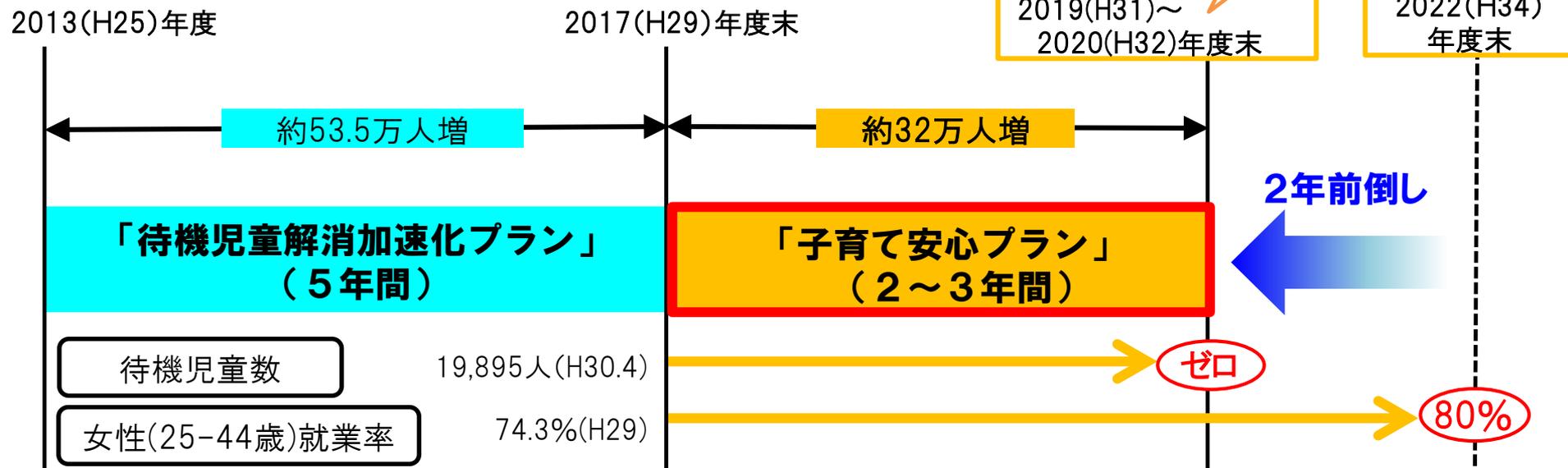
東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018（平成30）年度から2019（平成31）年度末までの2年間で確保**。（遅くとも2020（平成32）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、2020（平成32）年度末までの**3年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保（遅くとも3年間で待機児童解消）

2年前倒しし、2020年度末までの3年間で約32万人分の受け皿を整備



待機児童解消等の取組の支援

待機児童解消を促進する方策として、**現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため**、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。**（法定）**

「待機児童対策協議会（仮称）」

【主な役割（例）】

○ 都道府県単位での保育の受け皿確保

- ・ 市区町村の整備計画の精査
- ・ 企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
- ・ 多様な主体の参入促進

○ 保育所等の広域利用の推進

- ・ 市区町村間の利用調整
- ・ 広域利用のための協定の締結支援

○ 保育人材の確保・資質の向上

- ・ 必要保育士数と確保数、確保手段の「見える化」と育成策強化

○ 監査指導の効率化

- ・ 都道府県の監査指導と市区町村の給付監査の監査項目の調整

○ その他協議会で必要と定める事項 等

【構成員】 都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】 既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映

待機児童対策協議会の設置状況について

○ 10月末時点で10都府県において設置。当該10都府県における待機児童数は12,057人（全国（19,895人）の約6割）（H30.4.1時点）。

県名	設置日	構成員	協議内容（議題）	（参考） 待機児童数	実施状況
秋田県	5/9	17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者	保育人材の確保 等	37人	第1回（7/13）
宮城県	5/14	35市町村（全市町村）	市町村間の課題共有及び解決策の検討、保育事業に関する市町村間の情報共有	613人	第1回（5/14）
福島県	7/2	19市町村（待機児童がいる又は安心プラン採択自治体）、子ども・子育て会議委員	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有（横展開）	371人	第1回（7/25）
埼玉県	5/24	24市（待機児童が20人以上）	地域ごとの課題の把握及び分析、その結果に基づいた対策	1,552人	第1回（6/8） 第2回（8/28） 第3回（9/18）
千葉県	8/27	30市町	協議会が別に定める	1,392人	第1回（9/5） 第2回（10/12）
東京都	6/8	53市区町村	協議会が別に定める（※詳細は次頁）	5,414人	第1回（6/27） 第2回（10/4）
神奈川県	7/9	33市町村（全市町村）	受け皿整備、多様な就労形態に応じた保育、保育人材確保、情報の共有（横展開）	864人	第1回（7/17） 第2回（8/16）
滋賀県	8/21	19市町（全市町）	広域利用、特に専門性の高いもの	439人	第1回（8/21）
大阪府	8/27	43市町村（全市町村）	協議会が別に定める	677人	第1回（8/27） 第2回（10/19）
岡山県	5/24	12市町（待機児童がいる自治体）	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有（横展開）	698人	第1回（10/17）

※ 議題内容は設置届出書に記載のあった内容であり、その詳細は協議会の中で決定される。

※ 福岡県及び沖縄県については、今年度中に設置する予定と聞いている。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）【27補正】
 - ・卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
 - ・学費 5万円（月額）など
- 保育士資格取得支援事業の拡充（保育園等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助）
 - ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大 【30予算】

【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）

- 保育士試験による資格取得支援事業の拡充（保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助）
 - ・支給対象期間を拡大（試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用） 【30予算】

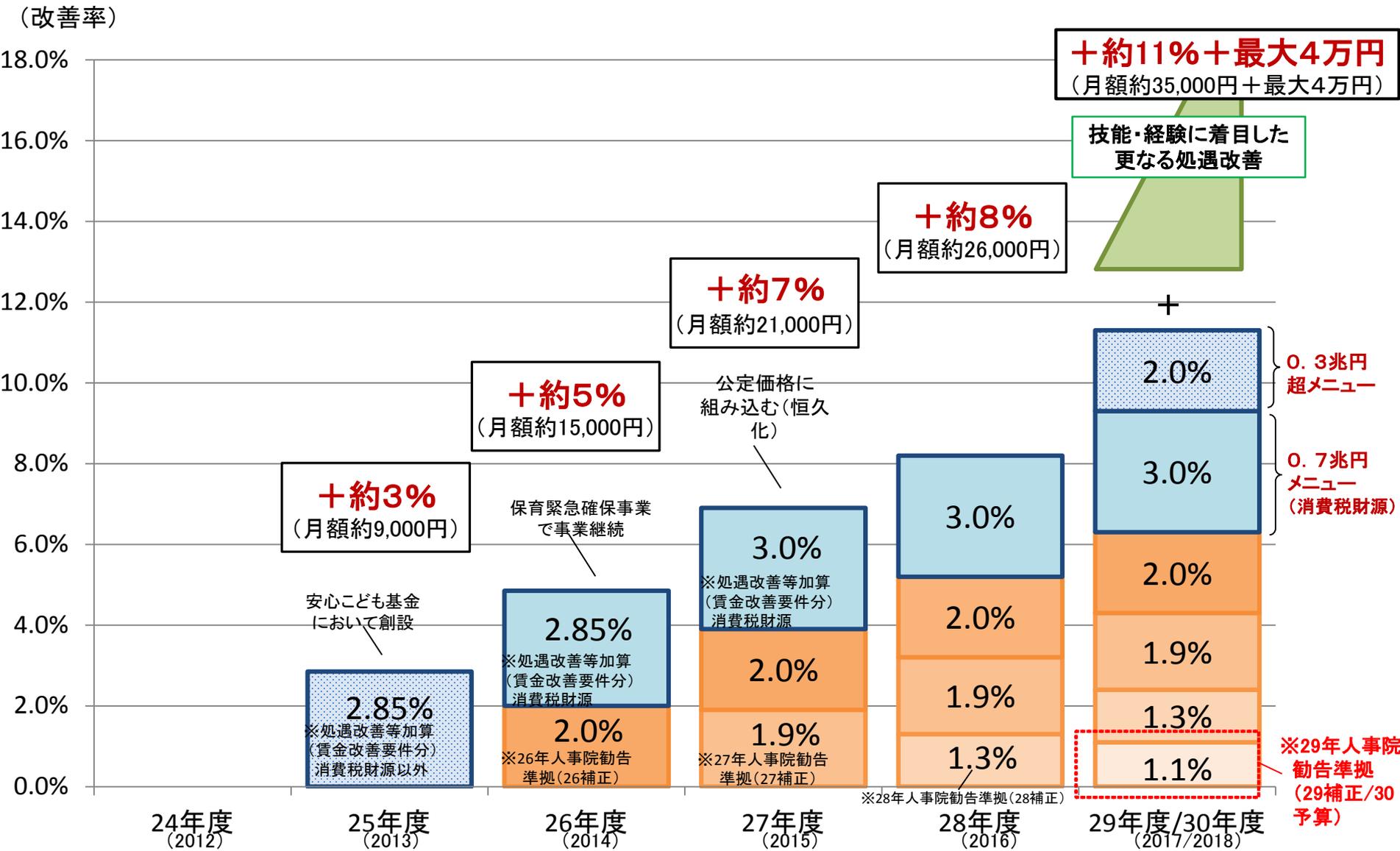
就業継続支援

- 保育園等におけるICT化の推進
 - ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。 【29補正】
- 保育補助者の雇い上げ支援の拡充（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大（子育て支援員研修の受講→保育園等での実習） 【30予算】
 - ・補助基準額の引き上げ（1施設1名分（221.5万円）→定員121人以上の施設：2名分（443万円）） 【30予算】
- 保育体制強化事業の拡充（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・実施主体の拡大（待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村）等 【30予算】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：1人当たり月額8.2万円（上限））
 - ・対象者の拡大（採用から5年以内の者→採用から10年以内の者） 【29予算～】

離職者の再就職支援

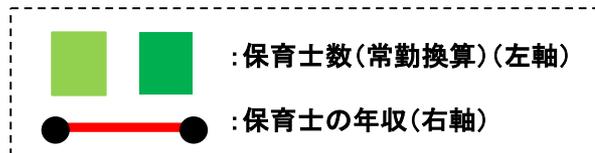
- 保育士・保育所支援センター（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・マッチング支援を行うコーディネーターの追加配置（1名→2名） 【29予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除）
 - ・貸付額の上限を引き上げ（20万円→40万円） 【28補正～】

保育士等の処遇改善の推移



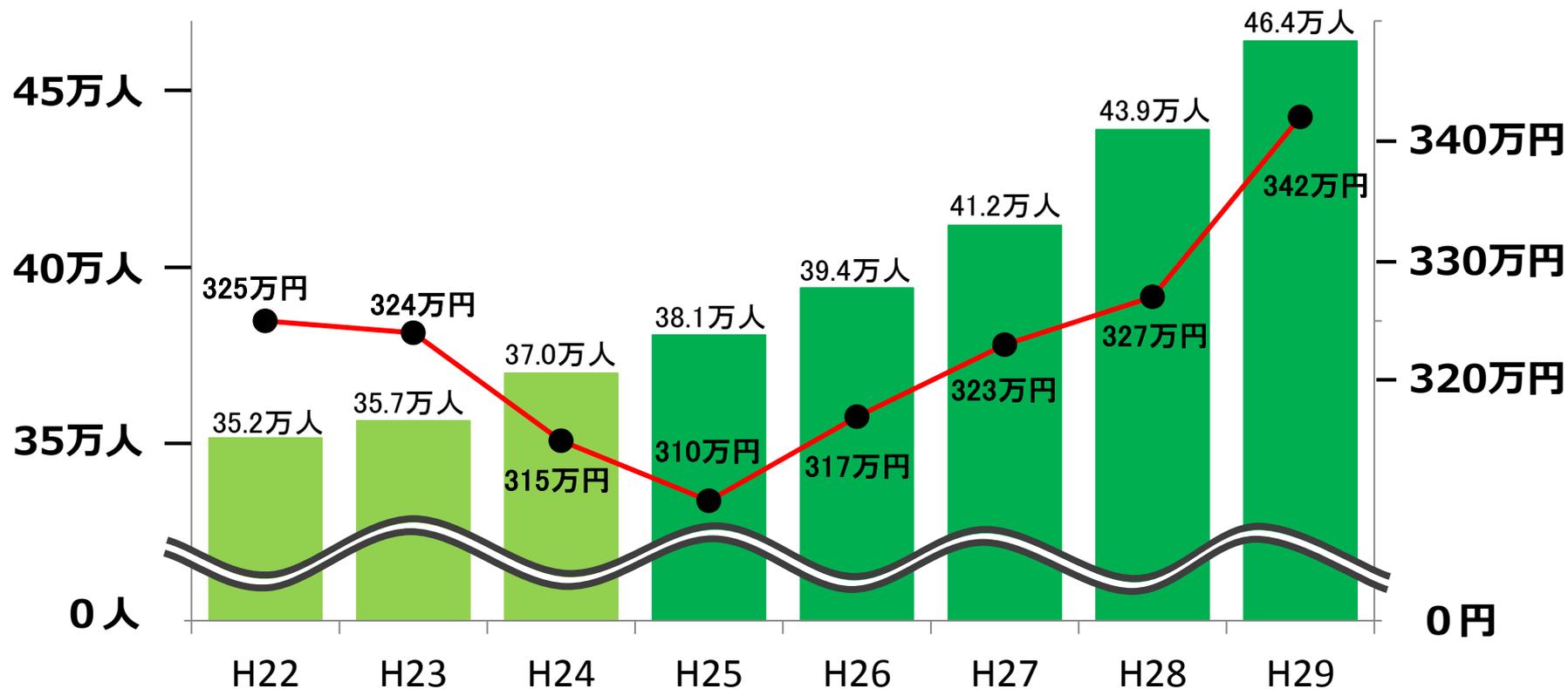
※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与と改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

「保育士数」と「保育士の年収」の推移



**「待機児童解消加速化プラン」
保育を支える保育人材の確保**

**さらなる
待遇改善策**



※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」による、各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(常勤換算従事者数)。
 ※ 平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業所における保育従事者及び家庭的保育者のうち、保育士資格保有者の数を含む。
 ※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における各年6月の月収と前年の賞与から算出。

保育所の設備運営基準

○保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)で区分された「従うべき基準」「参酌すべき基準」に従い、都道府県・指定都市・中核市が条例により定める。

[従うべき基準の主な内容]

<職員配置基準>

・保育士

- | | |
|--------------------|-------------|
| ・0歳児 3人に保育士1人(3:1) | ・1・2歳児 6:1 |
| ・3歳児 20:1 | ・4歳以上児 30:1 |

※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- ・0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室及び調理室
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上／人 ほふく室の面積：3.3㎡以上／人
- ・2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室及び調理室
→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上／人

[参酌すべき基準の主な内容]

- ・屋外遊戯場の設置
- ・必要な用具の備え付け
- ・耐火上の基準
- ・保育時間
- ・保護者との密接な連絡

※従うべき基準であっても地方自治体がこれを上回る基準を定めることは可能である。